

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		特定公共賃貸住宅同居の承認
根拠法令等及び条項		栃木市特定公共賃貸住宅条例第27条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例第27条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例抜粋 (同居の承認)</p> <p>第27条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該入居者、同居者又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明した場合は、市長は、同項の承認をしてはならない。</p>	